

運営理事会協議結果（議長諮問事項）

【常任・特別委員会の運営等について】

項 目	協 議 結 果
1 行政視察のあり方	(全会一致) ・委員会活動のさらなる活性化を図る観点から視察を実施する。
	(多数意見) ・常任委員会視察は、統一行程を原則とし、予算の範囲内で各委員会の判断により実施する。 ・特別委員会視察は、現行どおりとする。 (少数意見) ・常任委員会視察は、年1回の実施とする。 ・特別委員会視察は、廃止する。
2 請願・陳情の審査方法	(多数意見) ・効率、効果的な委員会審査の観点から行政要望の陳情は、現行どおり付託しない。 ・提出者からの趣旨説明は、委員会が必要に応じて判断する。 ・審議等の経過は、本会議傍聴、インターネット中継、モニター放映及び議事録から知ることができるため、請願者への回答文には現行どおり理由を付記しない。 (少数意見) ・すべての陳情について委員会審査を行う。 ・提出者からの趣旨説明は、一定のルールをつくり実施する。 ・請願者への回答文に理由を付記する。
3 常任委員会のあり方	(全会一致) ・平成17・18年度の見直しの検証を行い、より適切な審査体制とするため役員改選時に改めて協議する。
4 特別委員会のあり方	(全会一致) ・社会情勢の変化や市政の重要施策などの観点から、付議事件の見直し等を役員改選時に改めて協議する。
5 ITを活用した会議運営	(多数意見) ・委員会室へのパソコンの持ち込みについては、操作することによる他の委員への影響、利用する場合のルールの確立やインフラ整備など課題の整理を進める必要がある。 (少数意見) ・委員会室へのパソコンの持ち込みは自由とする。

【本会議の運営等について】

項 目	協 議 結 果
1 省エネルギー対策	(全会一致) ・地球温暖化防止対策等の観点から、他都市の実施状況を踏まえ、「夏季期間においては、本会議場の室温は28℃を目途とし、上着、ネクタイの着用は自由とする。なお、き章がはい用できない場合は、議員証を携帯することでこれにかえる。」ことで試行実施し、検証する。